

2017年（平成29年）1月27日

株式会社ミーロード  
代表取締役 仇 莉 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島  
理 事 長 吉 富 啓 一 郎

担当（理事） 木 村 豊

（連絡先）

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

特定非営利活動法人消費者ネット広島

TEL(082)962-6181

FAX(082)962-6182

## 消費者契約法第41条第1項に基づく請求書

当法人は、消費者契約に関する調査・研究、救済・支援、啓発事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とし、消費者、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士らで構成しているNPO法人で、2008年（平成20年）1月29日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の概要及び活動はホームページ(<http://www.shohinet-h.or.jp/>)に掲載していますので、ご参照ください。

さて、当法人は、貴社が主としてウェブページを利用して通信販売されている商品（B-UP）について、2016年（平成28年）8月30日付申入書を送付しましたが、貴社ウェブページにおいて、当法人が申し入れた点に関する削除はなされておらず、また、貴社から当法人に対してご意見等の連絡もありません。

そこで、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、下記のとおりの書面を送付いたします。貴社におかれて、本書面が到達したときから1週間以内に当法人の請求に応じていただけない場合には、貴社に対する消費者契約法上の差止請求訴訟の提起が可能となることにご留意ください。

なお、本書面及びこれに対する貴社のご返答の有無、内容など本請求に関する経緯、内容につきましては、消費者被害防止の観点から、消費者契約法第23条の規定、当法人の差止請求業務関係規程等に基づき、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことを申し添えます。

## 記

### 第1 請求の要旨

- 1 貴社は、貴社の運営するウェブページから、別紙表示内容目録記載の表示を削除せよ。
- 2 貴社は、貴社が消費者に提供するサプリメント等の商品（B—U P）の取引に関し、貴社が運営するウェブページにおいて、割引額又は割引率の適用される商品が一部のものに限定されているにもかかわらず、その旨を表示しないで、取り扱う全商品又は特定の商品群を対象とした一括的な割引額又は割引率であるように誤認される表示をしてはならない。

### 第2 紛争の要点

- 1 貴社は、貴社が運営するウェブページにおいて、貴社が通信販売するサプリメント等の商品（B—U P）に関し、別紙表示内容目録記載のとおり、例えば「Wのスペシャルケア！ サプリとジェルのトクトクコース セットになっても実質無料 送料（相当）500円（税込）のみ」と記載する等、あたかも500円で商品を購入できるかのように表示をしている。
- 2 もっとも、上記ウェブページにおいては、「トクトクコース」について、「1回目 実質無料 送料相当500円」と記載するほか、「2～4回目 特別10%OFF 5,940円 送料無料」と記載し、また、「※4カ月のご継続が条件となります。」とも記載し、「トクトクコース」は定期購入契約である旨及び500円は第1回目の注文だけである旨も表示している。

しかし、貴社は、上記ウェブページにおいて、消費者が商品を注文する手段としては、定期購入契約である「トクトクコース」以外は設けておらず、消費者は必ず「トクトクコース」を注文するしかない状況であるにもかかわらず、上記「※4カ月のご継続が条件となります。」との表示は、極めて小さなポイントが使用されており、明確には記載されているとはいえないものである。

また、注文するための「ご注文フォーム」には、「ご注文内容の確認」欄において、「トクトクコース」の「価格」500円、「お支払金額」500円と表示されており、「ご注文内容の確認」の表示自体からすれば、あたかも500円で商品を購入できるかのように誤認させるものである。

- 3 以上の状況から、貴社が運営するウェブページの表示は、全体としてみると、割引となる商品が限定されているにもかかわらず、商品全部について割引となるよう誤認させる表示方法が強調されているものと評価でき、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）第5条第2号の「商品の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」に該るものといえる。

また、通信販売に関して規定する特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）第12条の「著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示」にも該るものともいえる。

- 4 よって、当法人は貴社に対し、景表法第30条第1項第2号、特商法第58条の

19及び消費者契約法第12条第3項に基づき、本書をもって、請求の趣旨のとおり差止の請求をする。

なお、訴えを提起する予定の裁判所は、広島地方裁判所である。

以上

## 表示内容目録

対象となる商品を注文するために設けられている表示の直前又は直後に、「実質無料」の少なくとも半分以上のポイントで、5,940円でさらに3回の購入が義務づけられ、最低支払い総額が1万8,320円となることを表示せずに、対象となる商品が「実質無料」であるかのように示す等、割引額又は割引率の適用される商品が一部のものに限定されているにもかかわらず、取り扱う全商品又は特定の商品群を対象とした一括的な割引額又は割引率であるように誤認されるような表示。